

# 一般社団法人日本ろう者テニス協会

## 行動規範・コンプライアンス規程

### (趣旨・目的)

コンプライアンスの徹底に向けた対策、テニス競技の向上と発展に貢献、法令順守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図ることをもって社会的な信頼を確保することを目的として定める。

### (適用範囲)

当面は本協会が設ける登録制度により登録する選手、指導者等、本協会の活動に参加する者に適用する。

### (規範の遵守と内容)

強化指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手等は多くの国民やボランティアの支援を得ていること及び常に社会から注視されていること、聴覚障害者テニス選手としての自覚を持つ。
2. 強化指定選手等は指導者やチームメイト、支援者に常に笑顔をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。
3. 強化指定選手等はドーピング手続きを始め、大会への参加規則、登録などの知識及び事務手続の知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。
4. 強化指定選手等は、それぞれ指定された活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加すること。ただし、監督もしくはヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
5. 強化指定選手等が、自己都合で指定申請をしていなかったり、懲罰や辞退をしていた場合の再復帰については、出場選手枠の獲得や聴覚障害者選手の特性を把握する意味からも、デフリンピック開催前の国際大会にも復帰する必要がある。
6. 強化指定選手等の活動・行事において、監督もしくはヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。

### (違反行為)

1. 強化スタッフ・選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為を強化指定選手等はアンチ・ドーピング手続きをはじめ、国内外大会の規則、登録などの知識及び事務手続の知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。

(違反行為に対する処分内容)

1. 強化指定選手及びスタッフが、前記の行動規範に違反したと認められたときは、協会の決定により処分を受ける。

(1) 強化育成合宿にて問題・違反がみられた場合は制裁を与える

ア 口頭による周知を行い戒める(厳重注意)

イ 文書による注意を行い戒める(厳重注意・懲戒警告)

ウ 本協会主催の競技会・イベント会場への出場等を制限する

(2) 国際大会にて問題・違反が見られた場合は制裁を与える。

ア 口頭による周知を行い戒める(厳重注意)

イ 文書による注意を行い戒める(厳重注意・懲戒警告)

ウ 本協会主催の競技会・イベント会場への出場等を制限する

(3) (2)に伴い、損害を被った場合は派遣費全額の損害賠償を支払う。

(相談体制及び懲罰委員)

(1) 相談窓口は当面、強化対策部長・事務局長とする。

(2) 懲罰委員は会長・事務局長・監事・各ブロック長とする。